

第 1 回 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和 6 年 12 月 2 日（月） 午後 3 時 5 分から 3 時 40 分まで
開 催 場 所	鶴見区役所 6 階 8 号会議室
出 席 者	【選定委員会委員】 委員長 峯尾 武巳（特定非営利活動法人介護の会まつなみ理事長 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 社会福祉学科前教授） 委員 祝出 真紀子（鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」施設長） 岸本 進（鶴見区民生委員・児童委員協議会監事） 堀野 美奈子（中小企業診断士） 【事務局】 鶴見区福祉保健センター長 市川 裕章 鶴見区福祉保健課長 藤牧 武之 鶴見区福祉保健課事業企画担当係長 高菱 純平 鶴見区福祉保健課事業企画担当 大竹 遥、島田 達也
欠 席 者	有り（鈴木 利彦委員）
開 催 形 態	一部公開（指定管理者選定スケジュール、申請要項等、評価基準及び審査方法について非公開）（傍聴者 0 人）
議 題	1 鶴見福祉保健センター長挨拶 2 委員紹介 3 委員会の概要 4 委員長選出 5 鶴見区福祉保健活動拠点に関する指定管理者の選定について (1) 会議の公開・非公開について (2) スケジュール、申請要項及び申請関係書類について (3) 評価基準及び審査方法について
決 定 事 項	1 委員長に峯尾委員を選出、委員長職務代理者に岸本委員を指名。 2 第 1 回及び第 2 回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第 1 回 指定管理者選定スケジュール、申請要項、評価基準及び審査方法等 第 2 回 指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定、講評 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 申請要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、2 月中旬～下旬に資料を送付し、各委員において書類審査（仮採点）を行うことを決定した。

議 事	<u>1 委員会の概要について</u> 事務局から選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項について説明。 <u>2 委員長選出</u> 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に峯尾委員を選出。 同条第3項に基づき、委員長が職務代理者に岸本委員を指名。 <u>3 会議の公開・非公開について</u> (事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。 【第1回選定委員会】 ・指定管理者選定スケジュールについて ・申請要項等について ・評価基準及び審査方法について 【第2回選定委員会】 ・申請団体審査、指定候補者の選定に関する審議 ※なお、申請団体の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）は公開 (委員長) 事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。 <u>4 スケジュール、申請要項及び申請関係書類について</u> (事務局) 資料のとおり事務局案を説明。 (委員) 財務有識者からの財務評価の共有はどのくらいのボリュームで行えばいいのか。 (事務局) 1～2分程度を予定している。他委員の採点の参考となるように財務用語をかみ砕いた共有をお願いしたい。 (委員) 評価項目7及び8の採点は各委員が行うのか、又は事務局で行うのか。 (事務局) 評価項目7は事実に基づく評価となるので、事務局の方で加点要素を確認する。 評価項目8の採点は他項目同様に各委員における採点をお願いしたい。 (委員長) その他、特に意見が無ければ、事務局案のスケジュール、申請要項及び申請関係書類に基づいて、選定を行うということによろしいか。
--------	---

(委員)

異議なし。

5 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・申請要項の「評価基準項目」に記載のとおり。

○採点方法

- ・評価項目 1 ～ 6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 7 (1) は「0 点」又は「4 点」の 2 段階評価とし、(2) はアからウまでそれぞれ「0 点」又は「2 点」の 2 段階評価とする。
- ・評価項目 8 は -5 ～ 5 点の 11 段階で評価を行う。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○審査方法

- ・面接時の資料変更、追加について、申請受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時にパワーポイント等で説明をすることや、資料を配付することは事前の申し出を条件として可能とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、30 分（プレゼンテーション 15 分＋質疑応答 15 分）とする。

○最低制限基準の設定

- ・福祉保健活動拠点の運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。
- ・全評価基準項目のうち、「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（満点 210 点）に、第 2 回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の 60% を最低制限基準とする。

○指定候補者の決定

選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」とする。なお、申請団体の得点が最低制限基準に満たなかった場合は、再度選定を行う。

(委員長)

評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。

	(委員) 異議なし。
資 料 ・ 特 記 事 項	1 資料 (1) 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会委員名簿 (2) 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱 (3) 横浜市鶴見区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱 (4) 会議の公開・非公開について（案） (5) 鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定スケジュール（案） (6) 申請要項及び申請書類（案） (7) 評価基準及び審査方法について（案） (8) 前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法（案） 2 特記事項 今回は、令和7年3月24日（月）～27日（木）のいずれか1日で開催予定。開催日時及び場所は、後日連絡する。